

# 広報委員長会議次第

開催日時 令和8年(2026年)5月1日(金)  
午後1時30分から  
開催場所 市役所3階全員協議会室

## 1 開 会

## 2 市長挨拶

## 3 議 題

### (1) 5月の広報事項

① 高齢者及び障がい者エアコン購入費等助成事業について  
(高齢介護課・障がい福祉課)

② おだわらこどもの居場所ポータルサイトの開設について  
(子ども政策課)

③ 「広報小田原」デジタル版の公開開始について  
(広報広聴室)

### (2) 市政への要望事項等

① 5月の市政への要望事項等

## 4 閉 会

≪ 資料データを市ホームページで公開しています ≫

「トップページ」⇒「小田原で暮らす」⇒「行政経営」  
⇒「広報・広聴」⇒「広報委員」⇒「広報委員長会議」



## 高齢者及び障がい者エアコン購入費等助成事業について

### 1 事業概要

経済的理由により、エアコンが設置されていない（故障して稼働しない場合を含む。）住宅に居住し、次の全ての条件を満たす方が属する世帯に対し、エアコン購入費及び工事費等を助成することにより、熱中症予防を図る。

### 2 対 象

- (1) 高 齢 者：本市に住民登録があり、かつ、本市に居住する 65 歳以上の方  
障がい者：本市に住民登録があり、かつ、本市に居住する重度障がい者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級）の方
- (2) 住民税非課税世帯（課税世帯に扶養されている世帯を除く。）に属している方
- (3) 世帯員の資産（預貯金及び現金）の合計額が、単身世帯の場合は 100 万円以下、複数人世帯の場合は、100 万円に二人目以降は一人につき 50 万円を加算した額以下の世帯に属している方
- (4) 居住している住宅にエアコンが設置されていない、又は設置されているエアコンが故障等により使用できない状態である世帯に属している方
- (5) 生活保護制度による冷房器具購入費用の支給を受けていない世帯に属している方

### 3 助成額

- (1) 購入費・工事費 10 万円（税込み）まで（処分費を含む。）  
※エアコン本体価格は 7 万 3 千円（税込み）まで
- (2) 修理費 7 万 3 千円（税込み）まで

### 4 助成予定世帯数

高齢者世帯 80 世帯  
障がい者世帯 20 世帯

### 5 申請期間

令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 2 月 12 日

※予算額に達し次第、申請受付を終了します。

## 6 申請方法

所定の申請書及び必要書類を、エアコンの設置又は修理前に、高齢介護課又は障がい福祉課に提出してください。

## 7 財 源

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

# おだわらこどもの居場所ポータルサイトの開設について

## 1 目的及び背景

本市では、「多様な子どもの居場所」が市内で多く実施される状況となったことから、令和8年度から「おだわらこどもの居場所」ポータルサイトを開設しました。

おだわらこどもの居場所ポータルサイトは、市内のこどもの居場所の紹介や、こどもの居場所を開設したい団体への情報発信、こどもの居場所を実施している団体への支援情報などを掲載するサイトです。

また、「おだわらこどもの居場所」パンフレットを、5月から順次、学校を通じて、市内の全小学生に配布します。このパンフレットは、ポータルサイトからもダウンロードできます。

【ポータルサイト 二次元コード】



【URL】<https://www.odawara-kodomoibasho.com/>

## 2 ポータルサイトの情報内容

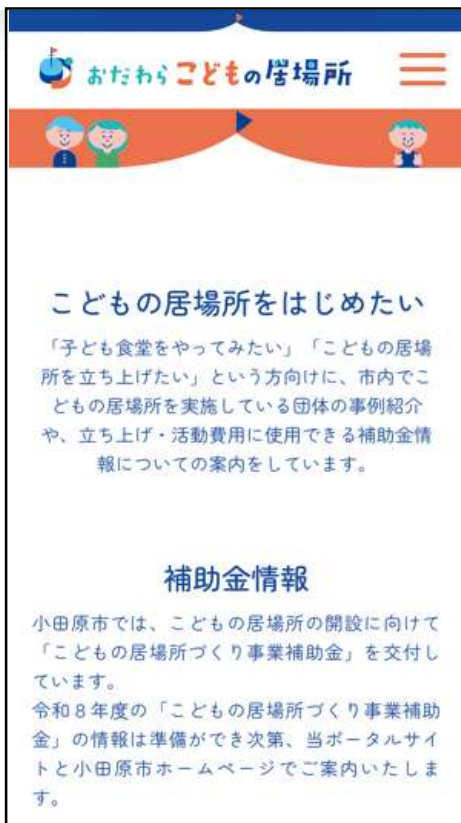
### ① 「こどもの居場所とは」のページ（例）



②「エリア別こどもの居場所の紹介」のページ（例）



③「居場所を開設したい方向けの情報」のページ（例）



④ 「寄付など応援したい方向けの情報」のページ（例）

おだわらこどもの居場所

## 応援の方法について

### 寄付金

こどもの居場所が継続して開催するための開催費用や立ち上げ費用など、様々な形での寄付を受け付けています。

使用例

- 食材費などの食事提供にかかる費用
- 会場使用料や光熱費などの会場にかかる費用
- 保険料などのこどもの安全にかかる費用 など

おだわらこどもの居場所

## 食品の提供

スーパーなどの小売店で売られている商品や農家や個人宅での余剰食材など、こどもの居場所で活用できる食材を受け付けています。

ご提供例

- お米
- 調味料
- カレー、シチューのルー など



### 備品・日用品の提供

えんぴつや消しゴムなどの学習用品や、おもちゃなどのこどもの居場所が必要としている物品

⑤ 「市からのお知らせ」のページ（例）

おだわらこどもの居場所

## お知らせ

2026年04月01日  
おだわらこどもの居場所ポータルサイト公開のお知らせ

おだわらこどもの居場所

# 「広報小田原」デジタル版の公開開始について

## 1 目的

AI等デジタル技術の進展により、情報の入手手段としてインターネットが活用される中、市民が必要とする情報の発信に当たっては、効果的なタイミングかつ、より正確で詳細な内容であることが求められます。こうした観点から、市政情報の入手手段として重要な広報紙について、市民等の情報取得方法の変化に合わせ、現在のデジタル情報を媒介する端末として最も普及しているスマートフォンでの視認性に適した広報紙のデジタル版を整備します。

## 2 事業概要

紙の広報紙としてタブロイド判用にデザイン・レイアウトされたものを、スマートフォン等で視認しやすく、市ホームページに掲載するためのデザイン・レイアウトに変更したデジタル版の広報紙を新たに作成し、発行日に誰もが閲覧できるようにします。



## 3 スケジュール

令和8年5月1日 デジタル版配信開始（広報小田原5月号から）

<ホームページのイメージ画像>

①特集記事

## デジタル版

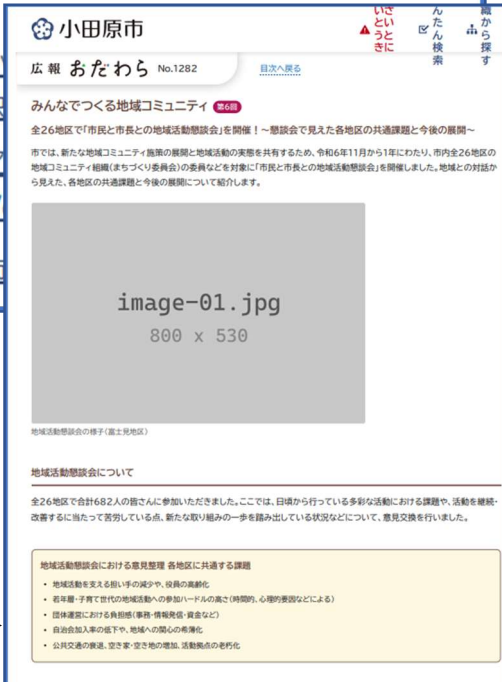
---

### 特集

- ▶ [広報おだわら 2026年2月号](#)
- ▶ [新病院では外来も入院も快適に過ごせます](#)
- ▶ [みんなでつくる地域コミュニティ 第6回](#)
- ▶ [おだわらスポーツ応援宣言！](#)
- ▶ [小田原Lエール Vol.27](#)

- ▶ [自動運転技術の実証実験を開始！](#)
- ▶ [市民の安全・安心を地域全体で見守る](#)

デジタル版として  
作成したページに  
つながります。



The screenshot shows a webpage for '小田原市 広報おだわら No.1282'. The main content is titled 'みんなでつくる地域コミュニティ 第6回'. Below the title is a placeholder image labeled 'image-01.jpg' with dimensions '800 x 530'. The page includes introductory text about the '地域活動懇話会' and a section titled '地域活動懇話会における意見整理 各地区に共通する課題' with a bulleted list of issues.

②お知らせ記事（おだわらいふ）

## おだわらいふ

---

### お知らせ

- ▶ [尊徳記念館臨時休館](#)
- ▶ [保険料の納付](#)

- ▶ [12月4日～10日は人権週間](#)
- ▶ [マイナンバーカード出張申請](#)

### 募集

- ▶ [親子でアユの放流体験](#)
- ▶ [初心者のための菊作り相談](#)

- ▶ [街かど博物館まち歩きツアー](#)
- ▶ [柔道・剣道錬成教室](#)

### その他

- ▶ [各種相談](#)

- ▶ [休日・夜間急患診療カレンダー](#)

クリックすると、各ホームページ（広報紙のIDページ）につながります。